

# 自転車の違反は交通反則切符の対象になります！ ～ 16歳以上 ～

2026年4月1日から、日本の道路交通法が改正され、自転車運転者による交通違反は反則金の対象となります。

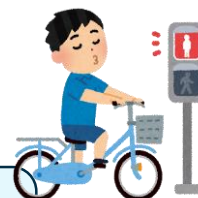
この新しい制度の対象となる違反は113種類あります。

(主な違反の一部を以下に示します)

## 主な自転車の交通違反と反則金 (2026年4月1日から施行)



**運転中の携帯電話の使用**  
違反: 携帯電話使用(保持)  
反則金: 12,000円



**信号無視**  
違反: 信号無視  
反則金: 6,000円

**許可なく右側または歩道を走行する**  
違反: 通行区分違反  
反則金: 6,000円

**交差点への無停止進入**  
違反: 指定場所一時不停止  
反則金: 5,000円



**傘をさしたり、周囲の音を遮断するイヤホンを使用して走行する**  
違反: 群馬県公安委員会遵守事項違反  
反則金: 5,000円

**横断歩道における歩行者の妨害**  
違反: 横断歩行者妨害  
反則金: 6,000円

**夜間の無灯火走行**  
違反: 無灯火  
反則金: 5,000円

**他の自転車と並走して走行**  
違反: 並走の禁止  
反則金: 3,000円

**自転車に2人目を乗せること**  
違反: 乗車積載制限違反  
反則金: 3,000円

自転車は安全運転を心がけてください